

平成27年第1回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成27年3月4日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長 兼技監	奥村智彦
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀康男
書記	笠原誠
主任	佐藤純平
主任	林田純平

1. 議事日程（第1号）

平成27年3月4日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第1号議案 専決処分の承認について
- 日程第5 第2号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第6 第3号議案 笠松町歴史未来館条例について
- 日程第7 第4号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例について
- 日程第8 第5号議案 笠松町病後児保育の実施に関する条例について
- 日程第9 第6号議案 笠松町保育の必要性の認定に関する条例について
- 日程第10 第7号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について
- 日程第11 第8号議案 笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例について
- 日程第12 第9号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
- 日程第13 第10号議案 笠松町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第11号議案 笠松町火葬場施設等整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第12号議案 笠松町火葬場、霊柩車及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 第13号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 第14号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 第15号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 第16号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 第17号議案 笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 第18号議案 町道の路線認定について
- 日程第22 第19号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第23 第20号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第24 第21号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第25 第22号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第26 第23号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第27 第24号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算について
- 日程第28 第25号議案 平成27年度笠松町一般会計予算について
- 日程第29 第26号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 第27号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第31 第28号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第32 第29号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計予算について
- 日程第33 第30号議案 平成27年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第34 第31号議案 笠松町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 第1号請願 米価対策の意見書を求める請願
- 日程第36 第2号請願 T P P 交渉に関する請願

開会 午前10時00分

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成27年第1回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（安田敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 田島清美 議員

9番 船橋義明 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（安田敏雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（安田敏雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（堀 康男君） 監査委員より、1月16日、19日、21日に実施されました平成26年度の定期監査の結果報告、並びに平成26年度10月分、11月分、12月分及び1月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。以上です。

○議長（安田敏雄君） 理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、工事の請負契約の締結であります。門間13号橋の修繕工事1件であります。契約金額や契約の相手方、工期あるいは工事内容等につきましては、議員の皆さんのお手元の議案資料の1ページをお目通しいただきたいと思っております。

また、もう1点が平成26年度の羽島郡二町教育委員会の点検評価報告書であります。これについては、岐南町より報告をされましたので、お手元に配付をさせていただきました。

○議長（安田敏雄君） 以上、御了承願います。

日程第4 第1号議案から日程第34 第31号議案まで並びに日程第35 第1号請願及び日程第36 第2号請願について

○議長（安田敏雄君） 日程第4、第1号議案から日程第34、第31号議案までの31議案並びに日程第35、第1号請願及び日程第36、第2号請願の2請願を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第1号議案 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。平成27年3月4日提出、笠松町長 広江正明。

記1. 平成27年2月16日専決。平成26年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）。

次に、6ページをお開きください。

第2号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから町議会の同意を求める。平成27年3月4日提出。

記、氏名、道家嗣典、住所、羽島郡笠松町門間524番地、生年月日、昭和35年1月4日。

第3号議案 笠松町歴史未来館条例について。

笠松町歴史未来館条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

次に、12ページをお開きください。

第4号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例について。

笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

次に、15ページをお開きください。

第5号議案 笠松町病後児保育の実施に関する条例について。

笠松町病後児保育の実施に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

第6号議案 笠松町保育の必要性の認定に関する条例について。

笠松町保育の必要性の認定に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

第7号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について。

笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

次に、24ページをお開きください。

第8号議案 笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例について。

笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

次に、27ページをお開きください。

第9号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について。

笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

次に、44ページをお開きください。

第10号議案 笠松町行政手続条例の一部を改正する条例について。

笠松町行政手続条例（平成9年笠松町条例第1号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

次に、47ページをお開きください。

第11号議案 笠松町火葬場施設等整備基金条例の一部を改正する条例について。

笠松町火葬場施設等整備基金条例（平成23年笠松町条例第2号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

第12号議案 笠松町火葬場、霊柩車及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例について。

笠松町火葬場、霊柩車及び墓地使用料徴収条例（昭和35年笠松町条例第4号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

第13号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

笠松町国民健康保険条例（昭和40年笠松町条例第7号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

第14号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について。

笠松町介護保険条例（平成12年笠松町条例第4号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

次に、53ページをお開きください。

第15号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について。

笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成24年笠

松町条例第19号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

次に、59ページをお開きください。

第16号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について。

笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例(平成24年笠松町条例第20号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

次に、63ページをお開きください。

第17号議案 笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年笠松町条例第18号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。

第18号議案 町道の路線認定について。

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。平成27年3月4日提出。

記、整理番号 2138、路線名 司町上本町1号線、起点 司町、終点 上本町、重要な経過地 なし。

第19号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算(第9号)。

平成26年度笠松町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億175万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5,210万5,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成27年3月4日提出。

次に、84ページをお開きください。

第20号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)。

平成26年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,335万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,345万8,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月4日提出。

次に、95ページをお開きください。

第21号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

平成26年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,280万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月4日提出。

次に、99ページをお開きください。

第22号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算(第6号)。

平成26年度笠松町の介護保険特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,632万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億99万4,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月4日提出。

次に、109ページをお開きください。

第23号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

平成26年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,310万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,281万8,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年3月4日提出。

次に、114ページをお開きください。

第24号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算(第5号)。

第1条、平成26年度笠松町水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度笠松町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

収入、（科目）第1款 水道事業収益、（既決予定額）2億6,614万8,000円、（補正予定額）10万2,000円、計2億6,625万円。

（科目）第1項 営業収益、（既決予定額）2億668万8,000円、（補正予定額）10万1,000円、計2億678万9,000円。

（科目）第3項 特別利益、（既決予定額）ゼロ円、（補正予定額）1,000円、計1,000円。

第3条、平成26年度笠松町水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億511万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,917万9,000円、当年度分損益勘定留保資金6,620万5,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,972万9,000円で補填するものとする。」を「不足する額1億260万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,917万9,000円、当年度分損益勘定留保資金6,369万8,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,972万9,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、（科目）第1款 資本的収入、（既決予定額）1億8,325万8,000円、（補正予定額）250万7,000円、計1億8,576万5,000円。

（科目）第1項 工事負担金、（既決予定額）1,135万8,000円、（補正予定額）250万7,000円、計1,386万5,000円。平成27年3月4日提出。

次に、別冊の平成27年度羽島郡笠松町一般会計予算書の1ページをお開きください。

第25号議案 平成27年度笠松町一般会計予算。

平成27年度笠松町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億6,620万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月4

日提出。

次に、別冊の平成27年度笠松町国民健康保険特別会計予算書ほか4特別会計予算書の1ページをお開きください。

第26号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計予算。

平成27年度笠松町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億366万7,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月4日提出。

次に、6ページをお開きください。

第27号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算。

平成27年度笠松町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,333万4,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成27年3月4日提出。

次に、9ページをお開きください。

第28号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計予算。

平成27年度笠松町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億2,577万3,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月4日提出。

次に、14ページをお開きください。

第29号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計予算。

平成27年度笠松町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,879万5,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月4日提出。

次に、18ページをお開きください。

第30号議案 平成27年度笠松町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、平成27年度笠松町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数8,509戸、(2) 年間総給水量240万4,000立方メートル、(3) 1日平均給水量6,586立方メートル、(4) 主要な建設改良事業、配水施設改良工事(町内一円配水管布設及び布設がえ工事)。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款 水道事業収益、2億6,097万7,000円、第1項 営業収益、2億607万3,000円、第2項 営業外収益、5,490万3,000円、第3項 特別利益、1,000円。

支出、第1款 水道事業費用、2億5,432万5,000円、第1項 営業費用、2億2,752万8,000円、第2項 営業外費用、1,991万9,000円、第3項 特別損失、637万8,000円、第4項 予備費、50万円。

(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億704万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金946万1,000円、当年度分損益勘定留保資金6,289万4,000円、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,700万円及び当年度分消費税資本的収支調整額768万8,000円で補填するものとす

る。)

収入、第1款 資本的収入、4,728万3,000円、第1項 工事負担金、4,728万3,000円。

支出、第1款 資本的支出、1億5,432万6,000円、第1項 建設改良費、1億4,144万6,000円、第2項 企業債償還金、1,288万円。

(一時借入金) 第5条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費、2,382万6,000円。

(棚卸資産の購入限度額) 第7条、棚卸資産の購入限度額は、400万円と定める。平成27年3月4日提出。

次に、別冊の議案にお戻りください。

122ページをお開きください。

第31号議案 笠松町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

笠松町議会委員会条例(昭和39年笠松町条例第3号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成27年3月4日提出。提出者、笠松町議会議員 川島功士。賛成者、笠松町議会議員 船橋義明、岡田文雄、伏屋隆男、田島清美、伊藤功、古田聖人、尾関俊治。

次に、請願文書表をごらんください。

請願文書表。

受理番号、第1号。請願者の住所及び氏名、岐阜市徹明通7-13教育会館301、農民運動岐阜県連合会(岐阜農民連)、代表者 小寺徹。請願件名、米価対策の意見書を求める請願。請願の要旨、別紙のとおり。紹介議員、笠松町議会議員 長野恒美。受理年月日、平成27年2月26日。

受理番号、第2号。請願者の住所及び氏名、岐阜市徹明通7-13教育会館301、農民運動岐阜県連合会(岐阜農民連)、代表者 小寺徹。請願件名、TPP交渉に関する請願。請願の要旨、別紙のとおり。紹介議員、笠松町議会議員 長野恒美。受理年月日、平成27年2月26日。

○議長(安田敏雄君) 提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

広江町長。

○町長(広江正明君) それでは、提案説明をさせていただきますが、その前に一言お断り申し上げたいのは、大変お聞き苦しい声だと思っておりますが、一生懸命伝えますのでお許しいただきたいと思っております。

この平成27年の第1回の笠松町議会の定例会の開会に当たりまして、町政に対する基本的な

考え方を申し述べるとともに、新年度予算の概要について御説明を申し上げたいと思います。

我が国の経済情勢は、昨年4月の消費税増税以後、個人消費を中心とした景気の冷え込みから回復を見せず、それまで続いた経済成長にも足踏みが見受けられましたが、最新の国内総生産の速報値では、3四半期ぶりにプラス成長に転じ、2月に内閣府が発表した月例経済報告でも、景気は緩やかな回復基調が続いているとの判断がなされました。しかし、その勢いは弱く、地域社会が景気回復を実感できる状態までにはいまだ至っていないものと感じております。

このような中、昨年末の衆議院議員の総選挙の結果を受けて発足した第3次安倍内閣では、地域における個人消費の喚起や、各自治体がそれぞれの特徴を生かし、人口減少対策を練る地方創生に重点を置いた補正予算を成立させ、地方景気の好循環拡大に向けた緊急経済対策を講じましたが、地域経済の回復にはもう少し時間がかかるものと考えます。当町においても、早急な税収の増加が見込める状況ではなく、また大型公共事業の完了に伴って発行した新たな町債は、自主財源比率や将来負担比率の悪化を招き、今後、さらなる財政の硬直化の進行が懸念され、町財政を取り巻く環境は厳しい状況が継続するものと見込まれます。

これらのことを踏まえ、限られた財源の効率的かつ効果的な活用に努め、集中的かつ合理的な行財政運営を進め、次の世代の皆さんへ負担を先送りせず、健全で持続可能な行財政基盤を確立させることが私の責務であると考えます。

それでは、新年度の予算編成に際しましての考え方について御説明をいたします。

当初予算編成に当たり、将来の財政状況を見据え、最大限の危機感を持った上で、先例や慣例にとらわれない創意工夫と新たな視点で全ての事務事業を見直し、町民の皆さんの視点に立ち、真に求められる各種施策の具現化を図る予算編成といたしました。

とりわけ第5次総合計画の将来像達成に向け、6つの基本方針の中で最優先すべき事業として、災害に強くいざというときに安心できるまちづくり、未来を担う子供たちを育むまちづくり、快適で住みよく未来の環境を守るまちづくりの3つを重点項目に掲げ、第5次総合計画の中間年として、今後の施策展開につながる重要な年度と位置づけをし、各分野のまちづくり指標の中間値目標達成に向けた事業の展開を図るとともに、国や県と連携する地方創生を推進させ、さらなる地域の活性化を目指すものといたしました。

これらの方針をもとに編成した平成27年度の歳入歳出予算額は、一般会計67億6,620万円、国民健康保険特別会計32億366万7,000円、後期高齢者医療特別会計2億3,333万4,000円、介護保険特別会計17億2,577万3,000円、下水道事業特別会計9億5,879万5,000円、水道事業会計が4億1,530万3,000円、合計133億307万2,000円となり、総額につきましては、前年度と比較して1.45%の減となりました。このうち一般会計については、大型建設事業が一区切りしたこともあり、前年度比9.93%の減となりましたが、過去10年でも2番目に規模の大きい予算編成となっています。

また、医療費の増加や制度変更などにより、国民健康保険特別会計については21.54%、後期高齢者医療特別会計については5.99%、介護保険特別会計については7.59%の増となっています。また、下水道事業特別会計は1.00%の減、水道事業会計では施設改修の減少などにより25.65%の減となっています。

それでは次に、新年度、重点的に取り組む3つの項目に関連する事業を中心に御説明申し上げます。

初めに、災害に強いまちというときに安心できるまちづくりとして、住民の生命と財産を守る災害に強いまちを目指し、ハード・ソフトの両面から防災・減災事業に積極的に取り組み、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

大地震により引き起こされる災害に、迅速かつ的確に対応するには、行政と地域、住民の連携を強化させることが必要不可欠であり、当町におきましても引き続き、地域防災力の向上を図るさまざまな施策に対し、重点的に予算を配分いたしました。

26年度より行っている庁舎の耐震補強工事は、5月末竣工を目指し、現在、大規模な改修工事を進めており、完成の際には災害発生時の重要な活動拠点となる整備を進めてまいります。また、笠松小学校講堂と松枝小学校体育館の非構造部材の耐震化工事を実施することにより、全ての小・中学校の児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮するとともに、避難所施設としての機能拡充に努めます。

さらに、災害時には有力な情報伝達手段となる防災行政無線については、聞きやすくクリアな音声放送の実現を目的に、2カ年をかけて屋外子局の更新及び増設により、住民の安全確保を推進してまいります。

また、新たに実施する、自主防災会が整備する発電機やテントなどの防災備品等に対する支援や、独居高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への対策を進めることにより、地域防災力の向上を図ってまいります。

加えて、大規模災害の発生に備えた備蓄品については、定期的な更新に加え、想定避難者数の見直しにより追加すべき備蓄数量を的確に把握をし、年次計画に則し整備していくとともに、土のうステーションを3地区に新たに設置をし、誰もが活用でき、水害時の迅速な対応を可能なものといいたします。

また、災害復旧の迅速化につながる地籍調査では、測量等の土地調査に着手し、住民生活に直結した防災施策の強化に努めるとともに、ゲリラ豪雨などの水害対策として、笠松町流域関連公共下水道雨水計画に基づく排水路改良事業を継続推進し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、未来を担う子供たちを育むまちづくりとして、学校、家庭、地域が連携し、子供たちの生きる力を育み、心身ともに健全で、人間性豊かに成長できるまちづくりを推進してまいり

ます。

中でも道徳教育の推進につきましては、平成19年の道徳のまちづくり条例制定以後、心温かく活力あるさまざまな取り組みによって、地域全体に浸透してきており、さらなる「道徳のまち笠松」を推進するため、引き続き事業を進めてまいります。また、11月には、笠松小学校において文部科学省から指定される道徳教育地域支援授業公表会を実施し、子供たちの道徳の心を地域と連携する中で養い、より強固な道徳のまちづくりを進めてまいります。

また、5年生の全児童を対象に、トップアスリートによる夢を持つこと、夢に向かって努力することの大切さを伝えるJFAこころのプロジェクト「夢教室」の授業を3小学校で新たに実施をし、笠松の子供たちの明るい未来の創造に向けて取り組みをいたします。

加えて、子育て世代を支援するため、私立幼稚園就園奨励費補助金を拡充し、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、学校休業期間における放課後児童クラブの年齢制限の引き上げや、継続して行う中学校3年生までの医療費助成など、安心して子育てができる町として各種施策を充実してまいります。

次に、快適で住みよく未来の環境を守るまちづくりとして、木曾川の豊かな自然環境を大切に守り、美しい町並みや快適で機能的な生活環境を創出するまちづくりを進めます。

町内全域に設置した約3,100基の街路灯をLED照明灯に交換し、引き続き地域の防犯力の向上に努め、消費電力軽減による二酸化炭素の排出抑制につなげてまいるとともに、継続して実施する住宅用太陽光発電システム設置整備補助金は、地球温暖化対策及び自然エネルギー導入を推進させて、環境保全意識の高揚を図ってまいります。

また、快適な住環境の整備に資する羽島用水パイプライン上部利用事業については、西幹線の県道交差点付近の歩道設置を進めるとともに、東幹線の測量調査に取りかかるなど、交通安全対策の強化を図ってまいります。

サイクリングロードの整備事業については、蘇岸築堤記念碑公園に中継拠点としての休憩所やトイレを備えた水防センターを建設し、水害対策に加え、サイクリングロードを利用する人々の憩いの場所としての活用が期待されます。

また、25年度より都市公園化に向け改修工事に着手している運動公園では、子供たちが楽しめる複合遊具を整備し、町内外より多くの人々が集い、楽しい親子の触れ合いの場となるよう、順次改修工事を進めてまいります。

そして一方では、長期的視点に立った町の将来像と、その実現に向けた大きな道筋を示す次期都市計画マスタープランに着手をし、今後20年の社会変化や自然災害などを想定し、持続可能で活力ある地域づくりの基礎となる計画策定を進めてまいります。

また、岐阜羽島衛生施設組合の焼却機能が停止する平成28年度以降、適正なごみ収集・処理業務が実現できるよう関係準備を進めるとともに、引き続き次期ごみ処理施設建設事業を関係

市町と連携をして推進に努めます。

その他の重要施策として、近年、拡大を見せる特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害の防止に向け、安全に安心して暮らせる地域づくりを目指し、消費者行政の充実に引き続き取り組むとともに、町の発展と地域の活性化に向け、人口減少対策でもあります定住促進事業や産業振興支援事業につきましても、継続実施をしております。

また、6月にオープンを予定している歴史未来館は、従来の歴史や民俗、自然に加え、産業や科学に関する資料の展示も行う新しいタイプの資料館として生まれ変わり、この館を拠点にさまざまな人々が集い、交流を通じて地域づくり、にぎわいのあるまちづくりが創出されることを期待しております。

以上、私の所信の一端と第5次総合計画のもとに「ひと・まち・自然」輝く故郷の創造に向け、平成27年度の主要事業を述べましたが、本日提出いたしました各案件につきましては、議事の進行に従い、順次その理由、内容等について御説明をいたしますので、慎重に御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本日提出させていただきました案件は、専決処分の承認1件、人権擁護委員の候補者の推せん1件、笠松町歴史未来館条例ほか14件の条例案件15件、町道の路線認定1件、平成26年度一般会計ほか5件の補正予算6件、平成27年度一般会計ほか5件の予算計6件、以上30件であります。

このうち議案書6ページの第2号議案 人権擁護委員候補者の推せんにつきましては、人権擁護委員の道家嗣典氏の任期が平成27年6月30日をもって満了することに伴い、引き続き道家氏を同委員の候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により町議会の同意を求めるものであります。

なお、その他の案件につきましては、副町長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。大変お聞き苦しい声で申しわけございませんでした。

○議長（安田敏雄君） この際、提案理由の説明の途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

引き続き提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次説明させていただきます。

あすから議案の勉強会もごさいますので、できるだけスムーズにやらさせていただきますので、

よろしくお願いいたします。

まず、1ページから5ページの第1号議案 専決処分の承認についてであります。

こちらは地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容的には、平成27年2月16日に専決した平成26年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）であります。補正額は230万円であります。

今回、専決処分させていただきましたのは、平成27年度からLD、ADHD等通級指導教室が笠松小学校内に設置されることが内定したことに伴い、年度当初から指導教室として使用できるよう北舎1階の教室を改修するとともに、備品等を整備するため、その費用について予算計上させていただいたものであります。

5ページの歳出であります。第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費に小学校校舎修繕等工事請負費を180万円増額させていただきました。床改修、カーテン取りかえ、それからエアコン設置等の電機改修、それからインターホン設置、流し台設置等が180万円の内訳でございます。

それから、備品の管理用器具費を50万円増額させていただきました。教師用机・椅子、それから児童用椅子、保護者待機用ソファ、教室間仕切り用のパーテーション、それから時計、可動式ホワイトボード、プリンター等でございます。

以上が専決内容でございます。

なお、この財源には財政調整基金を230万円増額して対応させていただきました。

続きまして、7ページから11ページ、第3号議案、議案資料では2ページになります。笠松町歴史未来館条例についてであります。

現在建設中であります新歴史民俗資料館の名称、事業内容、使用料、運営方法等に関し、新規条例を制定し、所要の規定を整備させていただくものであります。

今回提案させていただく条例は、新館の運営開始に当たり、現在の歴史民俗資料館運営協議会において御協議をいただき、名称等の決定がなされたものであります。

新館の名称は、笠松町歴史未来館、第2条関係でございますが、新館である歴史未来館では航空宇宙産業といった新たな展示内容が加わることや、寄附者の御意向により町民や町内企業も利用できる会議室スペースを設置すること、また誰でも気軽に訪れることができる施設として1階部分にロビーチェアを設置するなど、新たな機能が追加された施設となります。

休館日及び開館時間については、規則で従来どおり規定しますが、御参考までに申し上げますと、休館日は月曜日、祝日の場合はその翌日と、それから年末年始であります。開館時間は午前9時から午後5時まで。なお、多目的ホール貸出時間は午前9時から午後9時までであり

ます。

まず第1条関係、設置目的であります。航空宇宙産業という先端技術の展示が加わることを受けて、設置目的に科学を加えるとともに、まちの駅としての機能も果たす施設にしたいとの思いから人の交流を通してまちづくりに資する旨を明記させていただきました。

第3条の事業内容については、従来は施行規則で規定していましたが、今回は資料の収集、整理及び保存に関すること、以下5項目を規定させていただきました。

5条関係の運営協議会であります。教育委員会が委嘱する、今までは5人でございましたが、自然と科学の分野が加わったということで7人以内で組織し、任期は従来どおりということで、2年を規定させていただきます。

それから、第6条関係では特別利用の許可ということで、所蔵資料の閲覧や模写、模造、撮影等に係る利用許可について規定させていただいております。

それから、7条関係では多目的ホールの使用許可。

以下、制限とかいろいろありますが、第14条と、それから別表の関係でございますが、多目的ホールの使用料についてを規定させていただきました。

使用区分の午前、午後、夜間の3区分で、それぞれ800円を規定させていただきました。全日では2,400円であります。

それから、第18条では損害賠償の義務ということで、入館者及び使用者が施設、附属設備、資料等を損傷、滅失、汚損したときは、その損害を賠償しなければならない旨を規定させていただきました。

附則の第2項関係ですが、従来の笠松町歴史民俗資料館条例を廃止させていただきました。

それから、同じく附則の5項のほうで笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行わせていただきました。この歴民の委員会の委員の名称の変更ということで、歴史民俗資料館運営協議会委員を歴史未来館運営協議会委員ということで改定させていただきます。

施行期日は、平成27年6月1日であります。

若干経過措置はさせていただきましたが、お目通しいたきますようお願いいたします。

それから12ページから14ページ、第4号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例についてであります。

こちらは平成24年8月に制定されました子ども・子育て支援法において、子育て支援事業の実施について規定され、平成27年4月から同法に基づく放課後児童健全育成事業としてスタートすることに伴い、これまでの放課後児童クラブの実施について規定していた笠松町子育て支援事業の実施に関する条例は廃止しまして、新たに放課後児童クラブの設置及び運営に関し新規条例を制定し、所要の規定の整備を行うものであります。

第2条の児童クラブの名称及び位置については従来どおりでございます。

それから第3条関係ですが、対象児童ということで、小学校に就学している第1学年から第6学年までの児童で、小学校の放課後及び休業日に家庭において保護者の適切な監護が得られない児童ということで規定させていただきます。

ただ、14ページですが、附則の第3項で経過措置として、当分の間、小学校第4学年から第6学年までの児童については、小学校の休業日のみの利用に制限することができる旨を規定させていただきます。

実施日、実施時間については第5条関係ですが、月曜日から土曜日まで。ただし、休日、年末年始を除きます。それから、時間については放課後から午後7時、学校休業日は午前7時半から午後7時。

利用料につきましては、第7条と別表関係でございますが、利用料の設定に当たりましては保育料と同様に国の保護者負担割合の基準などを参考にしながら設定するとともに、利用区分の細分化や利用日数に配慮した新たな利用料の見直しを行ったものであります。

14ページに別表がついておりますが、通常月、それから夏季、秋季、冬季、学年末及び学年始め休業日期间を含む月の利用、それから夏季、秋季、冬季、学年末及び学年始め休業日期间のみの利用に分類し、利用料を設定しました。年間利用料としては、これまで全て利用する方は5万8,000円でありましたが、新条例では6万5,500円となります。

附則の第2項関係でございますが、笠松町子育て支援事業の実施に関する条例の廃止を附則の2項でさせていただいております。

施行期日は、27年4月1日でございます。

続きまして、15ページから16ページにわたっています。第5号議案 笠松町病後児保育の実施に関する条例についてであります。

これまでの病後児保育の実施について規定していましたが笠松町子育て支援事業の実施に関する条例が子ども・子育て支援法の施行に伴い、放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の新規制定にあわせて見直しを行うことに伴い、病後児保育の実施に関し新規条例を設定し、所要の規定の整備を行うものでございます。

第2条関係では実施場所として笠松町福祉健康センター、第3条関係では対象児童ということで、これは前と一緒ですが児童の保護者の勤務、傷病、事故、冠婚葬祭等の理由により、家庭における保育及び看護が受けられない児童で、次のいずれかに該当するものということで、町内に住所を有する生後3カ月から小学校第3学年までの児童、病気の回復期にあり医療機関による入院治療は必要ないが、安静の確保に配慮する必要がある、医師が病後児保育を適当と認めた児童ということになります。

4条では、利用料として日額2,000円、従来どおりであります。

施行期日は、27年4月1日であります。

続きまして17ページから18ページ、第6号議案 笠松町保育の必要性の認定に関する条例についてであります。

子ども・子育て支援法に基づく新制度の施行に伴い、同法第20条の規定に基づく保育給付の支給認定に関し、保育の必要性の基準、その他必要な事項を規定するため、今回新規条例を制定し所要の整備を行うもので、従来は児童福祉法施行令で保育に欠ける事由として1号から5号まで規定され、新条例では保育の必要性の事由として6号から11号が加えられております。特に今申し上げましたとおり、6号から11号が加えられたということで、後ほどお目通しいたきたいと思います。

附則第2項関係で、笠松町保育の実施に関する条例を廃止させていただきます。

施行期日は、平成27年4月1日で、経過措置として法の附則第12条の規定により、法の施行前においても行うことができるとされた法第20条の規定による支給認定の手続については、この条例の規定に基づきなされたものとみなします。

以上が保育の必要性の認定に関する条例についてであります。

続きまして、19ページから23ページの第7号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例についてであります。

子ども・子育て支援法に基づく新制度の施行に伴い、当町における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定めるため、新規条例を制定し、所要の規定整備を行うものであります。

21ページの上のほうに別表第1関係というのがありますが、これは法第19条第1号の満3歳以上の就学前の子供でして、幼稚園が私学助成を受けずに施設給付型に移行した場合の保育料ということであります。階層区分の第1から第5までの区分で、利用者負担額の月額を規定しております。

備考欄にありますように、同一世帯に満3歳から小学校3年までの子供が2人以上いる場合の利用者負担額は、2人目は2分の1、3人目以降は無料ということになります。

21ページから22ページの表ですが、別表第2関係でございますが、こちらは法第19条の2号と3号ということで、3歳以上と3歳未満の就学前の子供に必要な保育が困難な者に対する保育料。今までの保育所の保育料でございます。階層区分ごとに1から8に分けて19条の3号ということで、3歳未満の保育標準時間と保育短時間、それから19条の2号の3歳以上児ということの保育標準時間と保育短時間に分けて、それぞれ規定してございます。こちらもその下にありますように、同一世帯から2人以上の就学前の子供が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合の利用負担が書いてございまして、2人目は2分の1、3人目以降は無料ということになります。

ちょっと申しおくれたのですが、この2つの利用者負担額でございますが、国の基準の8割で笠松町は設定させていただいております。

施行期日は平成27年4月1日でありまして、経過措置としてこの条例の施行日前の保育料については、なお従前の例による旨を規定させていただいております。

続きまして24ページから26ページ、第8号議案 笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例についてであります。

こちらは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次一括法といいますが、これにより介護保険法の一部が改正され、これまでの厚生労働省令で定められていた基準について、市町村が地域の実情に応じてみずからの判断と責任により省令を基準として条例で定めることとされたことに伴い、今回新規条例を制定し、地域包括支援センターの職員等の基準に関し、所要の規定整備を行わせていただくものであります。

この地域包括支援センターの職員等の基準については、原則これまでの国の基準どおり規定させていただきます。第3条第1項で担当する区域における第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満までの常勤の職員の員数として、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人を規定いたしております。

なお、3条2項、それから別表の関係で町独自部分で規定しているものがございまして、担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人以上となった場合は、先ほどの職員に加えて3区分に応じて職員を増員することとします。

まず1つ目としては、おおむね1,000人未満を超える場合は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうち、1人または2人を増員するということ。

2つ目としては、おおむね1,000人以上2,000人未満を超える場合は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうちから2人を増員する。そして、そのうち1人は常勤の職員とする旨を規定します。

それから3つ目として、おおむね2,000人以上3,000人未満を超える場合は、専らその職務に従事する常勤の保健師、社会福祉士または主任介護支援専門員1人と、その職務に従事する常勤の社会福祉士または主任介護支援専門員のいずれか1人を増員することを規定しております。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

続きまして27ページから43ページにわたっていますが、第9号議案、議案資料では3ページになります。笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてであります。これはケアマネの事業ということで、今は笠松町地域包括支援センターしかございませんが、ここの基準でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、この成立により介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた基準について、市町村が地域の実情に応じてみずからの判断と責任により省令を基準として条例で定めることとされたことに伴い、新規条例を制定し、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準に関し、所要の規定の整備を行うものであります。

基本的には、厚生労働省令で定められていた基準と同様の基準を規定するものでありますが、3点については町独自の基準とするものであります。

議案資料3ページをごらんいただきたいと思いますが、町独自の基準ということで、3条関係で指定介護予防事業者の資格要件の追加ということで、国の基準の法人であることに加えて、事業を実施する法人の役員、事業の管理者を初めとする事業の運営に従事する者は、暴力団員等（暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）であってはならない旨を追加しました。

それから2つ目としては、第20条関係で、指定介護予防支援事業者の資格及び運営規定に明記すべき事項等に3項目を追加しております。事業の目的及び運営の方針から6までは基準どおりであります。7つ目として個人情報の管理方法、それから苦情への対応方法、それから事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法を町独自に追加させていただいております。

それから表の一番下で31条関係でございますが、利用者に対するサービス提供記録の保存期間の延長ということで、省令では2年間保存しなければならないとされている基準を5年間に変更して規定するものでありまして、これは事業者が不適切な介護予防給付費の支給を受けた場合には返還請求をすることになりまして、一方で介護予防給付費の返還請求権は地方自治法の規定により5年と定められているため、サービスの提供に関する記録についても5年間の保存を事業者が義務づけるものであります。

以上でありまして、施行期日は、27年4月1日からであります。

それから44ページから46ページにわたっております第10号議案、議案資料では4ページから6ページにわたっております。行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日付で公布され、法律に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと思料する場合に、行政指導の中止を求める申し出制度が創設されたこと。また、法令、これは法律とか法律に基づく命令、告示等を含みますが、この違反の事実を発見した場合に、これを是正するための処分等を求める申し出制度が創設されたことに伴い、町が法令に基づき行う処分、行政指導についても同様の措置を講ずるために所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の4ページの新旧対照表を見ていただくとわかりやすいかと思いますが、まず第33条第2項の関係ですが、行政指導の方式という項目を追加しております。行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分を

する権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対し、次に掲げる事項を示さなければならぬということ、まず当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項、それからその条項に規定する要件、さらには当該権限の行使が今言いました要件に適合する理由をつけなければならないという旨を追加しております。

それから34条の2の関係でございますが、そういった行政指導の当事者の場合の関係でございますが、行政指導の中止を求める項を追加しております。法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を求めることができる旨を規定させていただきます。

それから、これは34条の3の関係ですが、誰かがそういう行政指導を受けていることをとめたいという客観的な事象の場合の処分等を求める項を追加しております。何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる旨を規定させていただきます。

以上3点について、法で定められたことに伴い、条例で制度化するものでございます。

附則の第2項関係で、笠松町税条例の一部改正をしております。今回の行政手続条例の一部改正により、条例第6条の2で引用している項番号にずれが生じるため、所要の規定整備をするものであります。

こちらも施行日は、平成27年4月1日であります。

続きまして47ページ、議案資料では7ページであります。第11号議案 笠松町火葬場施設等整備基金条例の一部を改正する条例についてであります。

平成27年4月1日から町の霊柩車を廃止することに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

これまで基金には火葬場使用料、それから霊柩車使用料及び墓地使用料収入を積み立てておりましたが、霊柩車が廃止となることに伴い、第1条中霊柩車を削除し、また第2条中の霊柩車使用料を削除するものであります。

こちらも施行期日は、平成27年4月1日でございます。

続きまして48ページ、議案資料では8ページから10ページにわたっております。第12号議案 笠松町火葬場、霊柩車及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

笠松町火葬場施設等整備基金条例の一部改正条例と同様に、平成27年4月1日から町の霊柩車を廃止することに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

これまで火葬場使用料、霊柩車使用料及び墓地使用料について規定しておりましたが、霊柩

車が廃止となることに伴い、霊柩車に係る使用料の規定を削除するものでございます。

施行日は、平成27年4月1日でございます。

経過措置として、改正後の規定は施行日以後の許可に係る使用について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例によることを規定させていただきます。

続きまして49ページ、議案資料では11ページであります。第13号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

国民健康保険の被保険者が死亡した場合に、その葬儀を行う者に対して支給する葬祭費の額について、県内の他市町村の状況や県の後期高齢者医療及び健康保険における支給状況等を考慮し、葬祭費の額の見直しを行うとともに、所要の規定整備を行うものでございます。

第6条関係であります。葬祭費、今までの「2万円」を「5万円」に改定させていただきます。

参考までに県内で2万円の市町村は、笠松町と海津市と池田町の3市町のみで、先ほどもちよっと出ておりましたが、後期高齢者や健康保険のほうは5万円で支給されております。

施行日は、27年4月1日でございます。

それから50ページから52ページ、議案資料では12ページから15ページであります。第14号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは第6期介護保険事業計画の策定に伴い、その計画期間であります平成27年度から平成29年度までの保険料及び、もう1つは介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置について所要の規定整備を行うものであります。

3条関係ですが、議案資料の15ページに表がついておりますが、太枠で書いてあるところが保険料の基準額でございます。第5期のときは第4段階で、第6期では第5段階のところですが、年額5万7,000円、月額4,750円を、年額6万7,800円、月額5,650円に改定させていただきます。

また、保険料設定額は第5期のときは7段階9区分でしたが、第6期では10段階で設定させていただきます。

なお、消費税増税に対する軽減措置として、平成27年、28年度は第1と第2段階の保険料を軽減し、それから29年度は第1段階から第3段階までの保険料を軽減するものであります。

具体的には27、28年度は第1段階の0.50というのが0.45に軽減させていただきます。29年度においては第1段階の0.45、先ほど0.45と言いましたが、それが0.3に、第2段階の0.65を0.50、第3段階の0.75を0.70に軽減させていただきます。

以上が内容でございます。附則の第7条として、議案の51ページになりますが、介護予防と日常生活支援総合事業の実施の猶予を附則第7条として本附則に追加しております。

介護保険法第115条の45第1項に規定する総合事業に関する経過措置として、介護予防及び

生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとするものであります。

この総合事業といいますのは、訪問事業とか通所事業、それから配食等の生活支援事業、それからケアマネジメント、一般介護予防事業であります。そして、同条第2項に規定する生活支援サービスの体制整備に関する経過措置として、この事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間はこれを行わず、平成28年4月1日から行うものとするということで、生活支援サービスの体制整備というのは、コーディネーターの配置、協議体の設置等ではありますが、これをとりあえず28年4月1日からということで先延ばしさせていただき経過措置をとらせていただきます。

施行期日は、平成27年4月1日からで、経過措置として平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例によるということの規定させていただいております。

それから53ページから58ページにわたっておりますが、議案資料では16ページから43ページであります。第15号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について、規定させていただきます。

資料のほうの16ページに指定地域密着型サービスとはどういうものかということがわかる資料をつけさせていただいております。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、地域の実情に応じてみずからの判断と責任により、国の省令等を基準として定めた指定地域密着型サービスの基準について従うべき、または参酌すべきとされる厚生労働省令の基準が改正されたことに伴い、町でききに24年12月に定めた基準条例について所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の17ページに書いてございますが、小規模多機能型居宅介護からずうっと複合型サービスまでのサービスの種別ごとに地域密着型サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準を改正するものでありまして、いずれの基準も国と同様の基準とするものであります。くどいようですが、国の基準を変更して、町独自で定める基準ではございませんので、お目通しいただくということで説明を省略させていただきます。

条例の施行期日は、27年4月1日でございます。

続きまして59ページから62ページ、議案資料では44ページから52ページ、第16号議案であります。笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例も先ほどと同様に、地域主権改革一括法により省令等を基準として町で定めること

とされた指定地域密着型介護予防サービスの基準について、厚生労働省令が改正されたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

この指定地域密着型介護予防サービスの基準を定めた厚生労働省令の改正に伴い、介護予防認知症対応型通所介護、それから2つ目としては介護予防小規模多機能型居宅介護、3つ目としては介護予防認知症対応型共同生活介護などの地域密着型介護予防サービスに係る人員、設備及び運営等に関する基準を改正するもので、いずれの基準も国と同様の基準とするものであります。

この条例においても、国の基準を変更して町独自で定める基準ではございませんので、内容は省略させていただきます。

施行期日は、平成27年4月1日であります。

続きまして63ページ、議案資料では53ページの新旧対照表ですが、第17号議案 笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成26年人事院勧告に基づく給与改定については、平成26年第4回定例会で笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議決いただいておりますが、同条例の施行にあわせて企業会計職員に関しても同様の措置を講ずるため、所要の規定整備を行うものであります。

第11条の2関係で、管理職員特別勤務手当の改正ということで、現行制度は管理職職員が週休日等に勤務した場合にのみ支給されるものでありましたが、管理職員が災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により、平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても管理職員特別勤務手当を支給することとするものであります。

それから第5条の2の関係ですが、これは改正忘れで申しわけございませんが、住居手当の改正ということで、持ち家に係る住居手当の支給規定を削除するものであります。平成21年の人事院勧告において同年12月1日付で廃止された持ち家に係る住居手当の部分について、改正漏れがございましたので、今回の改正にあわせて訂正させていただくものであります。

施行期日は、平成27年4月1日であります。

64ページ、議案資料で54ページであります。第18号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

一般県道東笠松停車場線、県道191号の一部が廃道されることに伴い、町道として認定するものであります。

この県道は県の旧道処理計画の対象となった道路であり、事前に県から町に対し、引き受けに関する要望調査があり、協議を行ってございました結果、県において道路の舗装等整備を行った後、町道として引き受けるものであります。

なお、県のほうは廃道の議案を6月に提出される予定でありまして、したがって3月から6月の期間は県道と町道が重複する形となります。

町道としての路線名は、司町上本町1号線、起点は司町、終点は上本町で、場所は司町39番地の2の地先から上本町5番地の地先までの延長163メートル、幅員は7.8メートルから13メートルであります。

以上が町道の路線認定であります。よろしくお願いいたします。

○議長（安田敏雄君） ありがとうございます。

提案理由の説明の途中ですが、午後1時まで休憩いたしますのでよろしくお願いいたします。申しわけありませんが、午後1時から再開しますので、執行部の皆さん方もよろしくお願いいたします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

午前に引き続き提案説明をよろしくお願いいたします。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、65ページの第19号議案、一般会計の補正予算から御説明申し上げます。

今回の補正額は1億175万5,000円の減額補正であります。

今回の補正内容は、主に本年度の事業の精算及び今後の事業費の見込み等に伴い、所要の補正を行うものであります。

主な案件のみ御説明させていただきます。

歳出のほうですが、76ページですが、総務費の総務管理費の財産管理費のところ、財源内訳補正がされております。国のがんばる地域交付金を庁舎施設管理事業に財源充当151万1,000円をさせていただきましたので、この補正をさせていただきました。アベノミクスの影響が少ない地方の自治体に配付された交付金でありまして、財政力の低い自治体から優先的に配分されましたが、当町にも少しだけ配分されましたので、財源充当したものであります。

それから、同じく76ページの5目の町民バス運行費であります。公共施設巡回町民バスの車両本体に係る契約差金が出ましたので、不用額を151万2,000円減額させていただきました。

なお、財源にふるさと応援寄附金を充てましたので、その分の繰り入れをやめております。

なお、通常ですと前の車両は下取りですが、今回は競売により処分しましたら286万2,000円で落札しましたので、こちらは財産収入として処理させていただいております。

同じく8目の諸費でございますが、平成26年度生活交通ネットワーク計画において、維持確

保が必要とされたバス路線について、当該路線の維持存続を図るため、関係市町の路線距離に応じてバス事業者の経常損益と国庫補助対象経費の限度額45%の差額分を補助することに伴い、生活交道路線バス維持費補助金を99万7,000円増額させていただきました。交付対象は岐阜乗合自動車株式会社で、対象路線は岐阜川島線です。

関係市町経費の負担額は390万円で、距離が13.3キロありまして、笠松町はそのうちの3.4キロ分で補助しております。

同じく1目の企画総務費の関係でございますが、消耗品とか手数料の減額をしておりますが、こちらはかさまつ応援寄附金の件数の見込み減に伴い、消耗品費を1,908万7,000円減額、それから手数料のほうも55万4,000円減額させていただきました。

また、今回かさまつ応援基金に積み立てを行うため、積立金を4,029万円増額させていただいております。御参考までに3月2日現在で4,877件の寄附をいただいております。

それから77ページですが、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費であります。社会福祉事業を目的とした指定寄附がございました。下羽栗日赤奉仕団から3万7,000円、これは26年12月4日にごございました。それから、愛馬会から1万2,000円、これは12月16日にいただいております。それから、ぎふ農業協同組合から10万5,450円、これはことしの2月17日にいただいております。最後に大栄食品株式会社から500万円の寄附をいただきました。2月18日にいただいております。これらの寄附がございましたので、社会福祉基金に積み立てるため、積立金を515万4,000円増額させていただいております。

それから、同じく臨時福祉給付金の事業確定に伴いまして、通信運搬費とか委託料、負担金の不用額を4,972万3,000円減額させていただいております。当初1万人強を予定してございましたが、最終的には5,413人に確定しましたので、この分を減額しております。

それから78ページ、民生費の児童福祉費の第1目 児童措置費でございますが、こちらも先ほどと関係ありますが、消費税の増額に伴う国の対応ですが、子育て応援特別手当事業の事業確定に伴い、通信運搬費と委託料等の不用額を合計で720万6,000円減額させていただいております。給付金については、さきの議会で足らんということで増額させていただいております。

続きまして、79ページの第4款 衛生費の第5目の環境衛生費でございますが、これは緑町墓地とか北及霊苑の公募件数の増により、墓地使用料収入の増に伴い、火葬場施設等整備基金積立金を25万円増額させていただいております。

同じく79ページの第2項 清掃費の第1目 塵芥処理費の中にありますが、まず一つは積立金を8万円やっておりますが、これはレジ袋有料化還元基金寄附金ということと、それから利子を同基金に積み立てるため8万円増額しております。ピアゴ笠松店から寄附をいただいております。

それから財源充当しておりますが、これちょっと前のほうのページになりますが、75ページ

の諸収入の雑入にあります。羽島郡町長会自治振興事業助成金をいただいております。これは全国自治協会が一般財団にされたときに、従来基金で持っておったんですが、これが持たなくなりましたので、公益事業に配分するというところで処分しております。昨年からの金額程度の財源をいただいております。県を通じて郡の町長会から笠松町に来ましたので、その38万6,000円を不法投棄対策事業に財源充当させていただいております。

80ページの第6款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費であります。こちらは今年度のイベント実行委員会の予算に不足が生ずるために観光事業費補助金を63万9,000円増額させていただきます。特に川まつりの警備の強化を実行委員会のほうで図られたため、予算に不足が生ずるということで町からの補助金を増額するものであります。

それから第7款 土木費の第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費の中で、横断歩道橋の点検業務を不執行とすることに伴い、不用額を123万4,000円減額させていただきます。道路ストック点検委託料を減額するというので、町内の県道には美笠通と松枝小学校の東側に2つの歩道橋がございますが、従来松枝小学校のほうは町で管理をするということで、5年に1回こういった点検をしておりましたが、今後は県で行っていただけるということでこの額を減額したものであります。

それから2目の道路新設改良費、80ページですが、こちらで用地買収の関係で334万9,000円の減額をさせていただいております。こちらは町道北及長池3号線、町民グラウンドの南側の道路ですが、こちらの用地買収の際、相続税の納税猶予の関係の土地が2件ございましたので、こちらが不執行になりましたので減額をさせていただいております。

それから、同じく4目の橋梁維持費ですが、こちらは門間13号橋の橋梁修繕について設計と異なる構造が一部判明したため、工事内容を一部変更することに伴い、工事請負費を62万1,000円増額させていただきます。欄干の基礎の構造がちょっと設計と違っていたということで、工事変更をさせていただきます。特にこの事業につきましては、伸縮装置といいますか、耐震等に備えて伸縮装置をつけるんですが、その専門業者が非常に数が少なくございまして、業者の取り合いになっておまして、年度末に完成するかどうかちょっと不安な部分がございますので、繰越明許の手续もこの補正予算でさせていただきます。

それから81ページの第8款 消防費、第1項 消防費、第1目 非常備消防費ですが、こちらは平成27年3月31日で退団する団員数が当初見込みより増加するため、団員退職報償金を131万2,000円増額させていただくものであります。団員については9人、班長・部長については3人、それから分団長については2人、副団長が1名退職される御予定でございます。報償金の受け入れを消防団活動に144万1,000円財源充当する予定です。

事業精算の補正でありますので、簡単ですが歳出のものは以上でございまして、歳入については主に国県支出金の交付決定及び事業費の確定等に伴い、予算補正をさせていただくもので

あります。

収入のその他のものとしては、75ページの繰入金がございますが、今回の歳出の減額補正により、財源が確保できる見込みとなったことに伴いまして、財政調整基金の繰り入れを6,524万5,000円減額させていただきました。

また、町債については運動公園改修事業及びサイクリングロード整備事業に係る社会資本整備総合交付金の補助対象事業費の確定に伴い、起債借入額を440万円減額、さらに平成26年度臨時財政対策債発行可能額の確定に伴いまして、臨時財政対策債を1,504万6,000円減額させていただいております。

それから、先ほども申し上げましたが69ページに先ほどの橋梁修繕事業の繰越明許費の補正がございますし、70ページに3表の関係でございますが、地方債補正をさせていただいております。

以上が一般会計の補正予算でございます。

続きまして84ページになりますが、第20号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

今回は2,335万4,000円の増額補正でございます。

こちらにも主に本年度の事業の精算及び今後の事業費の見込み等に伴い、所要の補正を行うものでございます。

内容は省略しますが、94ページに第9款の基金積立金というのがございますが、療養交付費等負担金等の歳入の増額及び共同事業拠出金、それから特定健康診査等の歳出の減額等に伴い、余剰となります財源並びに基金利子を国民健康保険基金に積み立てを行うため、積立金を5,151万9,000円増額させていただきました。27年度末の基金の見込みとしては、2億9,620万3,929円となります。

ただ、この会計に限らず非常に資金繰りが厳しい状況でありますので、3月31日までにそういった状況ですので、積み立てができない場合は繰越金で次の年度に送るということとなりますので、あらかじめ御了承願います。

以上が国民健康保険特別会計の補正でございます。

95ページからの第21号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

こちらは262万3,000円の増額補正であります。

こちらにも本年度の事業費の精算及び今後の事業費の見込み等に伴い、所要の補正を行うものでありまして、全く事業精算でございますので、内容説明は省略させていただきます。

続きまして99ページの第22号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算についてであります。

5,632万9,000円の増額補正であります。

こちらにも全くの事業精算でございますが、1点だけ、107ページに第3款の地域支援事業費というところがございまして、一番下のところですね。こちらは委託料を減額しておりますが、包括的支援事業について委託先の笠松町地域包括支援センターにおいて正規職員が採用できなかったこと等により、人件費等が減額になったことに伴い、533万4,000円を減額させていただいております。

あと、精算ばかりですので説明を省略させていただきます。

109ページ、第23号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算については、2,310万円の減額補正であります。

こちらにも全くの事業精算ばかりでございますが、これに合わせまして地方債補正も第2表でやっておりますので、後ほどお目通ししたいと思っております。内容は省略させていただきます。

補正予算の最後ですが、114ページ、第24号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算についてであります。

260万9,000円の増額補正であります。

こちらにも115ページの収益的収入のところがございますが、下水道工事に伴う水道管布設がえ工事の増により、他会計負担金を10万1,000円増額させていただきます。

それから、特別損失、退職手当引当金の関係の引当金戻入益が見込まれるため、特別利益を1,000円増額させていただいております。

資本的収入のところ、下水道工事に伴う水道管布設がえ工事の増により工事負担金を250万7,000円増額させていただいております。

以上が補正予算でございます。

続きまして、来年度当初予算について御説明申し上げます。

まず、25号議案の平成27年度笠松町一般会計予算について御説明申し上げます。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額は67億6,620万円で、冒頭の町長の提案説明で申し上げましたように、大型建設事業、庁舎の耐震工事が一区切りしたこともありまして、対前年比では9.9%の減となっております。

まず歳入については、町税等重立ったものだけ御説明申し上げたいと思っております。

一般会計予算に関する説明書で説明させていただきたいと思っております。3ページに歳入ということで町税のところがございますが、全体として町税は対前年比1.0%減、26億4,200万円余と見積もらせていただきました。歳入全体では39%を占めています。

まず、町民税の1. 個人でございますが、10億6,870万円ということで、均等割につきましては納税義務者数1万800人ということで3,700万円、昨年と同額を計上させていただきました。

所得割につきましては、毎月勤労調査というのがございますが、その伸び率を参考に0.1%伸び率を見込ませていただき、120万円プラスの10億1,970万円を計上させていただいております。

法人につきましては1億5,640万円ということで、こちらは減となっておりますが、まず均等割のほうは9社増の586社、30万円プラスの5,360万円を計上しております。法人税割につきましては、税率が下がっております。12.3%が9.7%に税率が下がっておりますので、580万円減の1億260万円を見積もらせていただきました。

続きまして、固定資産税のほうですが12億4,290万円と、こちらも減額しております。まず土地ですが、平成27年度は評価がえの年度であり、路線価を見直して算定しております。全体では1,140万円の減ですが、土地のほうは460万円減の6億970万円で見積もらせていただいております。この課税標準額については、引き続き宅地等の負担調整を行っております。評価額の7割に達していない宅地については土地が下がっていますが、増額しておりますので御承知おきください。家屋については1万1,168棟ということで、こちら27年度は評価がえの年度でありまして、建物物価の動向、あるいは経年減点補正率を反映して、評価額を見直しましたので1,780万円の減となりました。

償却資産の増減は前年並みと見込みましたが、主要企業の償却を考慮すると、対前年比1,100万円の減となってしまいました。

続きまして4ページのほうですが、軽自動車税ですが、現年課税分ということで3,580万円を予算化しておりますが、軽自動車は相変わらず伸びておりまして、軽乗用が150台、軽貨物が57台、約200台の増を見込んでおります。

それから4項の町たばこ税につきましては、こちらは1,270万円減の1億3,690万1,000円を計上させていただきました。26年度の実績の見込みにより算定しました。

あと、6ページの第6款 地方消費税交付金であります。こちらは県の対前年伸び率の39.83%を前年度予算に乗じて3億4,820万円を見積もらせていただいております。

あと、大きいところでは7ページの第9款 地方交付税であります。こちらは特別交付税を前年並みの1億1,000万円、それから普通交付税のほうにつきましては、26年度の交付額並みの10億2,000万円を計上して、合計では11億3,000万円交付税を計上させていただいております。

あとの歳入につきましては、歳出と関係ありますので飛ばさせていただきます。17ページの繰入金の関係です。

第2項 基金繰入金でございますが、財政調整基金については資金の調整を行っているわけですが、こちら冒頭で申し上げましたように大型建設事業の持ち出しが減ったため、1億5,600万円減の1億6,900万円を見積もらせていただきました。

それから、社会福祉基金については6,000万円ということで、昨年同様福祉医療費の財源の

一部として活用させていただいております。

伴健康長寿基金については、今年度も老人事業に活用させていただくということで50万円を計上しております。

それから、火葬場施設等整備基金繰入については、こちらはまた後ほど出てきますが、火葬場の炉の改修に充てるため、これだけ繰り入れさせていただいております。

社会資本整備基金繰入につきましては、下水道会計の繰り出しに充てさせていただきます。

それから、ふるさと振興基金繰入とかさまつ応援基金繰入につきましては、こちらも提案説明にございましたように、街路灯のLED化に充てさせていただくために繰り入れさせていただきます。

光文庫整備基金については、18年度から続いていまして10年目でございますが、小学校と中学校にこれだけの金額を充てさせていただきます。

この前の説明会でもお話ししましたように、今年度当初21億7,000万円基金がございました。26年度と27年度、予定どおりこの基金が執行されますと、15億1,700万円の基金残高となります。

続きまして、第18款 繰越金につきましては、昨年より2,000万円多い2億円を予算化させていただきました。

以上が歳入で、ちょっと省略し過ぎかもわかりませんが、以上です。

歳出のほうは、平成27年度笠松町予算主要事務事業説明書をごらんいただきたいと思います。

まず歳出の説明に入る前に、人件費の御説明をさせていただきますと、全会計で今年度9人の退職が見込まれております。そして、来年度8人の採用ということで、1名減の129人で予算は見積もっております。全会計で2,672万円、3.0%の減となります。

それから、来年度の体制的なことでございますが、子供、子育てに係るの課を一元化して新設する計画でございます。

それでは、内容に移らせていただきますが、まず第1款 議会費ですが、1.6%減の7,280万1,000円を計上しております。こちらは事務局費の人件費で、人事異動とかありますし、それから議員共済会の負担金の増がございましたので、プラス・マイナスこういったことですが、わずかながら変わっておりますが、あとは例年どおり予算計上させていただいております。

それから、2款 総務費ですが、こちらは30.9%の減の9億3,889万6,000円計上させていただいております。耐震工事2年継続で、全体では6億7,000万ございまして、昨年が5億5,000万ということで、非常にこの関係で減になっております。

まず主なものだけですが、1項 総務管理費、1目 一般管理費の一番下のところに空き家等適正管理事業というものが19万7,000円計上してございます。こちらは今年度からは勧告とか命令のための審議会開催経費を各1回分のみ計上させていただきました。先般、町長が相談

させていただきましたが、いろんな事案が出た場合は議会に諮り、補正で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、2目の文書費の中に、こちらは例規集の管理のことが書いてございますが、今回訓令とか告示もデータベース化したいと考えております。なお、紙ベースの例規集については、今年度をもって廃止したいと思っております。

続いて2ページですが、4目の電子計算費で3,085万9,000円が計上してございます。この予算全体でこれからも出てまいります、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料ということで、1,262万2,000円が計上してあります。こちらはほぼ国の補助金で対応させていただくものであります。

それから、5目の町民バス運行費でございますが、公共施設巡回町民バス運行事業ということで1,660万9,000円が計上してございますが、こちらは3年契約の最終年ということで、委託料については昨年と同額となっております。

なお、この1,660万のうち使用料が657万6,000円、県の補助金が273万6,000円、それから広告収入が52万8,000円ということで、一般財源としては670万円ほどをつぎ込んでいるということになります。

それから、防災対策費で5,300万8,000円が計上してございます。こちらも提案説明でありましたように、備蓄用食糧を186万9,000円計上してございます。これは被害想定を今まで2,000人と見ておりましたが、新しく昨年被害想定が変わりまして2,000人から倍の4,000人が被害想定となりました。この3食分を備蓄するというので、今までの5年経過したものの更新と、それからふえた分を3年計画で1万2,000食にしていくという購入費がここに書いております。

それから、自主防災組織育成事業の丸の3つ目に自主防災会防災備品整備事業費補助金ということで、初めて60万円予算計上させていただきましたが、モデル事業として各自治体単位で備蓄とか防災器具を買われた場合に応分の補助をさせていただくということで、本年度は初年度でありますので、とりあえず3団体分を計上させていただいております。

それから、ちょっと下の防災行政無線管理事業（同報系）というのがございますが、その中で同報系無線デジタル化整備事業ということで、2年契約で実施してきますが、来年度は操作卓と、それから既存の屋外子局ですね、11基ございますが、そのうち3基を来年度はやらせていただきます。3,793万1,000円ということで、残りの11基のうちの8基と、それから新規の22基は来年度の設置ということになります。全て合計では33基ということで、難聴区域の解消に努めていきたいと思っております。

それから、そのページの一番下のところに要配慮者支援対策事業ということがございます。昨年まで要援護者対策ということでやっておりましたが、従来は65歳以上の方に手挙げ方式で、希望される方だけ登録していたわけですが、法律が変わりまして、行政のほう福祉のほうの

データを用いまして、こちらから登録しませんかということを促す事業をやっていきたくと思っています。

それから、3ページが一番上に7目 諸費がございます。一番下の定住促進事業ということで、21年に条例制定しまして6年経過しましたが、今年度も引き続き300件が今の対象になっておりますが、1,925万円を予算化させていただきました。

それから、2項の企画費、1目 企画総務費でございますが、情報化推進事業というのがございますが、こちらが一番下の中間サーバー・プラットフォーム整備費負担金ということで、653万6,000円が計上してございます。こちらは以前にも何かでちょっとお話ししたかと思いますが、これも税番号制度の関係ですが、全国で統一システムの運営によりまして、システム改修費を最小限に抑える、それからセキュリティーを高めるということでやっております、地方公共団体システム機構、通常J-LISというんですが、ここが番号制度を一元管理します。中間サーバーを全国に2カ所設置しまして、個人情報の副本の保存管理をしていきますが、これに対する負担金を653万6,000円計上させていただきます。全額国の補助金で対応します。

それから、そのちょっと下にかさまつ応援事業ということで、1,410万1,000円が計上してあります。今年度は当初予算としては3,500人分のお礼と、それから手数料の経費を計上させていただいております。

それからちょっと細かいんですが、2目の広報費の中で、一番下のところに地域広報推進事業ということで、(掲示板 新設2基)云々と書いてございますが、町内で掲示板を維持管理していただいておりますが、非常に傷んできているということで、改修を促進したいということで、補助率を2分の1から3分の2に上げて、限度額の2万5,000円を3万円にして、全体では33万円を計上させていただいております。

続きまして4ページですが、3項の徴税費の2目の賦課徴収費であります。3つ目の丸は先ほど申し上げましたように、今年度からまた30年度評価がえに伴う準備が進んでいきますので、標準宅地選定委託料が226万8,000円計上しております。

それから、その2つ下に納税管理事務事業ということで690万円強が組んでありますが、こちらはコンビニ収納を今年度から始めますので、そのための経費が131万7,000円計上させていただいております。

あと、5ページが一番上の統計調査費では来年度は国勢調査が、27年度国調がございますので、大幅に予算額が上がっております。

3款 民生費は24億6,935万6,000円ということで、0.4%の増にとどまっております。これは社会福祉費全体ではふえています。今年度も交付されることになっております臨時福祉交付金の額が昨年より大幅に減少したため、民生費全体としては昨年とほぼ同額にとどまっております。

少し変わったところだけ御説明申し上げますと、1項の社会福祉費の1目 社会福祉総務費がございますが、この中に特別会計繰出負担事業ということで、国保と介護保険のところがございますが、介護保険ですが、いよいよ第6期が始まります。それで給付費がふえますし、それから先ほど条例のところでも若干お話ししましたんですが、低所得者保険料軽減繰入をここで国と県の補助金を使って、町の補助金も足して2億6,162万円計上させていただきたいと思っています。保険料軽減の分は1,820万9,000円であります。

それから3目の老人福祉費の、次のページの在宅老人福祉事業ですが、ちょっとここには書いてないんですが、新規として配達業者と協定して見守りネットワーク事業を始めたいと思っております。22万円を在宅福祉事業で新規で事業を進めたいと思っております。

それから、シルバー人材センター補助金ということで320万円が計上してございますが、昨年より111万6,000円増となっております。これは事務体制の強化ということで、これだけ増額させていただきました。まだ金額的には出てきませんが、軽トラックを無償貸与したいと計画しております。

それから、7ページの下の方の5目の福祉医療費ですが、今年度も引き続き福祉医療費の助成を考えています。乳幼児・児童・生徒医療費の合計では1億769万7,000円ということで、ここに社会福祉基金を、先ほど申し上げましたが6,000万円充てさせていただきます。

それから、特に書いてございませんが、福祉会館費で建物改修が行われますが、ことばの教室としても使用できるよう保育室を改修する事業費が30万円ほど入っております。

それから、8ページの9目 臨時福祉給付金給付事業費が3,245万4,000円計上してございます。昨年に引き続いて行われますが、給付額は昨年は1万円でしたが、今年度は1人6,000円ということで、年金受給者の5,000円加算はございません。4,200人分の2,520万円が計上してございます。全額国庫対応でございます。

それから、2項の児童福祉費の2目 保育所総務費の中で、保育所運営負担事業ということで3億7,230万6,000円がございます。昨年より3,792万6,000円増額となっております。大幅に増となっております。第一保育所以外は園児の数はほとんど横ばいですが、ふえた理由は保育士の処遇改善を昨年とかことしやってみましたが、その補助金が一本化されたこと、それからこれらの保育所の地域区分が、これは専門的なんですが、その他区分というところから100分の3地域というところに、1つ経費が高いランクに設定されたことによりまして、こういった3,800万円弱の増となっております。

その中で運営補助金という欄もございますが2,243万1,000円、これは民営化に伴い職員が移行したわけですが、この補填でございまして、昨年より679万1,000円減っております。今年度2人退職されましたので、あと10名が町からの移行として残っております。

それから、子育て支援推進費ということで、こちらは先ほども条例のところに出ておりまし

たが、放課後児童クラブ運営事業ということで、予算的に3,400万円強組んでありますが、昨年より241万3,000円ふえております。6年生まで夏休み等学校休業日を拡大しますので、これに伴いましてふえております。

それから、5目で子育て世帯臨時特例給付金給付事業が1,600万円強あります。こちらは先ほどと同じように子供のほうの手当でございまして、去年は1人1万円でしたが3,000円に減っております。全額国庫負担です。

それから衛生費でございしますが、6億9,651万4,000円。こちらは6.4%の減となっております。平成28年3月末をもって岐阜羽島衛生施設組合の可燃ごみ処理が終了することから、組合の工事の関係の負担金は減りますが、逆に今度新たなところに持っていくために1カ月間だけ試験投入しますので、この経費が増額しております。

それから、毎年次期施設のために5,000万円基金に積み立てしてはしておりましたが、切りのいい数字にということで、今年度は3,000万円弱にとどめております。

10ページの上のほうの表のちょうど下に一般不妊治療助成金というのがございますが、こちらは新設でございまして、先般の議案説明のときは私、男性の不妊治療ということで申し上げてしまいましたが、これは単なると言ったら失礼ですが、人工授精の間違いでございまして、まだ男性の不妊治療の関係はこちらへ通達がないので頭出ししてございません。事業費は2分の1県から補助金が出ます。

それから、11ページの4目の地域医療対策費が計上してございます。一番上の公的病院等補助金につきましては、町内の救急告示病院への運営補助金ですが、昨年と同様8,381万円対応させていただきます。

あと、休日急病の関係がございしますが、来年度は笠松町が当番町ということで、額はほぼ倍になっていると思います。

5目の環境衛生費ですが、こちらは基金のところでもお話ししましたが、火葬場の施設の改修工事ということで1,519万6,000円が計上してございます。1、2号炉のレンガの積みかえと、それから2号炉を拡大するという工事で、基金を全額充当させていただきます。

それから、住宅用太陽光発電システム補助事業がその一番下にありますが、これにつきましては27年度で事業を終了したいと考えておりました、72件分、648万円を計上させていただきました。

それから12ページですが、2項の清掃費の第1目 塵芥処理費の中で、真ん中辺にごみ収集・処分事業ということで、そのまた真ん中辺のところに積替施設維持管理と、それから可燃ごみ処分業務ということを書いてございますが、先ほども若干申し上げましたが、試験投入したいということで、28年3月分の一部を組合以外のところに試験投入したいということで150トンを考えております。その運搬費として、15車分113万3,000円。それから、地元自治体への

環境保全負担金1トン1,000円ですが、こちらは合わせて合計で815万円ほど試験投入のために予算計上させていただきました。

それから、その下のほうに不法投棄対策事業ということと、それから移動式監視カメラ1台ということを書いておりますが、昨年も2台本格的なものを買いましたが、非常に効果が出ているということと、もう少し機動性のあるものという要請もございますので、小型なものを1台32万4,000円購入させていただきたいということで計上させていただきました。

13ページ、5款の農林水産業費でございますが、こちらは5,408万2,000円、対前年比6.4%の減であります。こちらはかんがい事業の負担金が減ったことが大半でございます、内容的にはそれほど変わっておりません。

1項 農業費の3目 農業振興費の中で、地域農業再生事業補助金、それから経営所得安定対策事務費等ということになっておりますが、27年度の生産目標数量は、今年度の404トンから来年度は394トンということで、2.5%目標が減っております。

それから、その下にその他事務管理事業費ということで、里地生態系保全支援事業ということで、ジャンボタニシの駆除の関係ですが、来年度は1人増の4人分を計上しております。岐阜県の森林税活用事業ということで、2分の1の補助で実施したいと考えております。

続いて14ページのほうですが、6款 商工費7,786万4,000円ということで、昨年より7.5%の増となっております。こちらは2目の商工業振興費の一番下のところに産業振興支援事業ということで、これも定住促進と同じようにやっておりますが、こちらが400名ふえておりますし、それからさっきの補正でもありましたが、3目の観光費の中でかさまつまちづくりイベント実行委員会補助金が443万1,000円増額しております。こちらは川まつり警備体制の強化を実行委員会のほうはされていますし、繰越金がほぼゼロになったということで、こういった440万円強の補助となっております。

続きまして第7款 土木費であります。9億9,812万7,000円、1.4%の増となっております。こちらは地籍調査の事業開始と、それから街路灯のLED化の関係でふえております。

なお、土木総務費の中で軽トラック購入ということで、一般会計では唯一車を、1台トラックを買わせていただきます。

それから地籍調査事業ということで、来年度からとりあえず手始めに0.26平方キロメートル実施したいということで、421万2,000円を計上させていただきました。国が230万円、県が115万円の補助ということで、大半が補助金で実施できることとなります。

それから2項の道路橋梁費ですが、2目の道路新設改良費4,117万6,000円ということで、その中の道路新設改良事業の中でパイプラインの上部利用の関係が2件上がっております。設計では東幹線の、今のトミダヤの街路から市街化調整区域境までの900メートルということで、測量設計業務委託を987万2,000円計上させていただきました。また、西幹線のほうはサークル

K北交差点県道のところですが、昨年に続いて工事をさせていただきます。1,591万円を計上させていただきます。

それから3目の交通安全施設費の9,485万7,000円ですが、こちらで土木費がふえているわけですが、街路灯管理事業ということで80ワットの水銀灯のものを10ワットのLEDにかえるということで、5分の1の電気代を目指して8,415万4,000円を計上させていただきました。交換工事のほうはふるさと創生基金を充てて、器具のほうは応援寄附金を充てたいと思っております。

それから4目の橋梁維持費でございますが、橋梁長寿命化修繕工事ということで、26年の門間橋に続いて中川橋を実施したいと考えております。28年は三ツ目橋、あと5橋がありますが、順次進めていきたいと思っております。

それから、16ページの3項 河川費、1目 河川維持費でございますが、河川維持管理事業の丸の2つ目に、常設の土のうステーションを設置したいということで、3カ所予定しております。物については水防団の協力を得て、150袋を備蓄していきたいと思っております。河川新設改良費ですが、こちらにつきましては貯留関係で昨年までやっております、これからいよいよ水路の改修に入っていくわけですが、工法を今までの方法と変えました。オープンシールド工法ということで考えております。それで、側道に上水道の本管が入ってございまして、その工事に支障があるということで、来年度は町単で配水管の移設工事をしたいということで、水道会計へ負担金を3,100万円強考えております。250ミリの上水管の移設になります。

それから4項 都市計画費、1目 都市計画総務費でございますが、一番上に都市計画マスタープラン策定業務ということで、こちらは10年に1回こういった計画をつくるわけですが、27年、28年両年で2年かけて策定予定です。27年度に80%ぐらいを完成したいという意気込みで予算化しております。

それから2目の公園費ですが、公園等管理事業の中のみなど公園整備工事でございますが、皆さん御承知のように休日の利用が非常に出てございまして、駐車場が満タンになってしましまして、芝生のほうにも臨時的駐車場をつくりたいということで、こういった擬木のフェンスをつくって駐車場にもできるようにしたいということで、207万4,000円を計上しております。

それから、サイクリングロード整備事業ということで、建物と周辺土木工事ということで、合わせて4,359万3,000円計上させていただきます。40%は国の補助金を使い、残りは起債で対応していきたいと思っております。

それから、運動公園も来年度は「かさまるくん」をあしらった総合遊具を導入したいということで、6,400万円強計上させていただきました。2分の1は国庫、残りを起債で対応していきたいと思っております。

17ページの8款の消防費でございますが、3.2%減で3億5,360万円を計上させていただきます。

した。昨年度は消防ポンプ自動車を購入しましたが、来年は操法大会に向けた経費ということで減となっております。来年は海津市で大会が予定されております。

それから、消防団員の処遇改善の関係ですが、現在団と協議中でありまして、できるだけ町としては交付税の単価に近づけたいということをお願いしてございますが、まだ結論が出ておりません。年度中に整えば補正対応させていただくかもしれませんので、よろしく願いいたします。

3目の水防費ですが454万9,000円ということで、若干ふえております。こちらは水防団員の処遇改善を行ったため、負担金がふえた内容になっております。報酬手当、退職手当が消防団員の交付税の単価に近い形の3分の1で対応させていただいております。

それから9款の教育費ですが、6億2,483万9,000円ということで、こちらは32.2%減となっております。内容が減ったわけではございませんので、これは歴民の関係の工事の大半が26年度のため、全体としては減っておりますが、中身は変わっておりません。

教育総務費では二町教育委員会負担金がございますが、こちらは昨年を引き続いて立志教育とか、それから新規にホームページのリニューアル、それからコミュニティースクールを各町に2校設置したいということで、額的には減っておりますが7,219万7,000円計上しております。

それから、18ページの幼稚園就園奨励事業につきましては、提案説明でありましたように、国の基準の6割まで引き上げたいと思っております。3分の1は国庫補助金で対応させていただきます。

それから、こちら先ほどございましたが、特色ある教育としてJ F Aこころのプロジェクト「夢の教室」を5年生を対象に全7クラスで開催予定であります。

それから、小学校費の1目 学校管理費の中で、笠松小学校管理事業と、それから松枝小学校管理事業の中に非構造部材耐震化事業というのがございますが、こちらは電気とか落下物を防止するための耐震事業であります。3分の1の国庫をいただき耐震化を図っていきたく思っております。下小は耐震のときに実施しておりますので、こちらには上がっておりません。

それから、小学校費のほうで児童指導対策事業費ということで補助金がございます。hyper-QUを、今までは学校によってやったりやらなかったりというのがあったんですが、公費で全て年2回実施ということで予算計上させていただきました。

小学校の学習支援事業で、講師の数についてはほぼ昨年と同様の計上をさせていただきました。

それから、教育振興費のほうでは道徳の関係の予算が計上されております。

20ページの中学校のほうの学校管理費のほうですが、こちら小学校と同じようにhyper-QUの予算を計上させていただきましたし、それから中学校の教育支援のほうは2名プラスの6人で計上させていただいております。6年生からそういう方が2人移行されるというこ

とで、2名プラスということで予算計上させていただいております。

ちょっと飛んで、21ページの社会教育費の4目の歴史民俗資料館費ですが、額的には工事はありませんので下がっておりますが、ちょっと延ばしておりました記念誌の作成ということで、2,000冊予定しております、80万円を計上させていただきました。

それから、この中には記念講演会も来年度竣工ということで数回予定されておまして、1回目は航空宇宙の関係を企画されているようです。

それから保健体育費の総務費のところ、細かいですがスポーツ推進委員会の関係の費用ということで、長年御辛抱いただいていたユニフォームですが、この際一新したいということで、この金額を計上させていただきました。

また、そのちょっと下のところにキンボールセット5組というのがございますが、平成28年9月に全国レクリエーション大会がございますので、これに向けて5組を予算計上させていただいております。

それから、22ページの2目の体育施設費ですが、テニスコートの管理運営事業ということで、今まで改修を進めてきましたが、これでC面が来年完了ということで、とりあえずの予定の人工芝のコートが完成いたします。

それから、10款の公債費は1.1%増の4億7,441万6,000円を計上させていただきました。

11款の諸支出金については、財政調整基金の積み立ての関係がちょっとふえていますので、38%増の70万5,000円を計上させていただきました。

あと、予算書の9ページに債務負担行為と、それから10ページに地方債の来年度の予定が書いてございますが、こちらは後ほどお目通しいただきたいと思います。

一般会計は以上でございます。

第26号議案でございますが、平成27年度笠松町国民健康保険特別会計予算についてであります。

この国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出総額32億366万7,000円、対前年度比5億6,781万7,000円の増額の予算となりました。

予算編成に当たっては、一般被保険者5,906人、対前年比0.9%減、退職被保険者263人、こちらは対前年度比23.8%減を基礎に算定いたしました。

また、27年度からは保険財政共同安定化事業の対象医療費が全ての医療費に拡大されることから、歳入においては共同事業交付金が4億1,316万1,000円の増額、歳出においては共同事業拠出金が4億1,383万1,000円の増額となり、予算額が大幅に増加しております。

歳出では前年度実績額を勘案し、療養諸費が1億3,696万2,000円の増額、高額療養費が2,089万9,000円の増額となりました。

歳入では、税収入で6億6,291万6,000円、対前年度比108万2,000円の増額の予算を計上いた

しました。歳入の不足が見込まれる分につきましては、基金から1億1,754万7,000円の繰り入れを行い、予算を調製いたしました。

一方、先ほどの平成26年度の補正予算で触れましたが、国保基金の年度末残高は2億9,600万円余となります。今後も国保運営は非常に厳しい状況が続きますが、税率改正については5月の税率試算時に次年度への繰越金の状況や基金の状況などを含め検討していく所存でございます。

第27号議案の平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

これにつきましては、歳入歳出総額2億3,333万4,000円の予算となりました。

予算編成に当たっては、本医療制度の対象者2,756人を基礎に算定いたしました。

歳入では、27年度の保険料率は26年度と同じ所得割が7.99%、均等割が4万1,840円であり、後期高齢者医療広域連合が推計した笠松町分の保険料に収納率99%を見込み計上しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金2億1,460万円で、予算の92%を占めております。

第28号議案の平成27年度笠松町介護保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出総額は17億2,577万3,000円で、対前年度1億2,167万7,000円の増額の予算となりました。

予算編成に当たっては、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画の初年度となっているため、本計画をベースとして前計画の保険給付費等の実績、地域支援事業の充実を考慮し編成したものとなっております。

第1号被保険者を対前年度比109人増の5,937人と推計し、保険給付費につきましては16億1,650万9,000円、対前年度9,385万3,000円の増と推計し予算計上いたしました。

なお、保険料基準額は6万7,800円で、保険料収入見込み額は予算総額の23%の予算となります。

○議長（安田敏雄君） 提案説明の途中ですが、2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時25分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

提案説明の続きをよろしく申し上げます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、第29号議案の平成27年度笠松町下水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出総額は9億5,879万5,000円で、対前年度で973万1,000円の減額となりました。

予算の編成に当たりましては、計画的な整備を優先的に進めながら、管路長寿命化も推進し、

また笠松町流域関連公共下水道事業計画の計画期間が平成28年3月31日まででありますので、今の事業計画予定処理区域面積の558ヘクタールから、現在事業計画区域内の松枝処理分区125ヘクタールを区域拡大、笠松町全区域を事業計画区域にし、計画期間を5年延伸する下水道事業計画変更図書の作成など、公共下水道事業費につきましては2億3,858万7,000円を計上させていただきます。

主な工事につきましては、円城寺処理分区の円城寺地内で、これは川田の厩舎南であります。延長1,659メートルを予定し、平成27年度の整備面積は8.38ヘクタール、年度末には491.87ヘクタールが整備済みとなり、整備率は対全体計画では72%、対事業計画区域では88.2%となる予定であります。

なお、歳入関係の下水道利用料につきましては、使用戸数を5,480戸見込み、対前年度では440万9,000円増の2億3,536万8,000円を計上しました。

今後も引き続き下水道事業の果たす役割を踏まえ、鋭意整備促進等を図り、より一層の効率化及び健全な経営に努めていきたいと考えております。

最後に、第30号議案 平成27年度笠松町水道事業会計予算についてであります。

この水道事業会計予算につきましては、収益的及び資本的の予定額の総額4億1,530万3,000円で、対前年度1億4,325万2,000円の減額となりました。

予算の編成に当たりましては、業務の予定量を給水戸数8,509戸、年間総給水量240万4,000立方メートルと計画し、収益的収入及び支出の予定額につきましては、現行の水道料金を維持した収入と支出のバランスを考え、どのくらいの利益が出るかを見積もり、また水道事業収益の大部分を占める給水収益においては、平成26年度の決算見込みを勘案して、対前年度232万3,000円減の2億375万5,000円を計上しました。

なお、先ほどの29号議案の下水道のほうでは使用料がふえるということでもやりましたんですが、水道料金のほうは生活環境の変化などにより、引き続き水需要の減少が見込まれ、下水道使用料にも影響がありますが、平成26年度に井戸水を利用した大口利用者、具体的な名前では松波病院さんですが、こちらが下水道への接続をされましたので、下水道の使用料については440万円の増を見込んでおります。

主な建設改良事業としましては、円城寺地内での下水道工事に伴う布設がえ、それから河川新設改良の本管布設がえ工事など、配水施設に1億1,619万7,000円、給水施設に1,449万8,000円を計上させていただいております。

引き続き水道事業の果たす役割を踏まえて、安心して安全な水道事業の計画に向けた経営に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で町側からの提案案件は終了させていただきます。

○議長（安田敏雄君） 引き続き、日程第34、第31号議案の提案説明をお願いいたします。

4番 川島功士議員。

○4番(川島功士君) それでは、31号議案の提案説明をさせていただきます。

議案書122ページ、議案資料55ページであります。

笠松町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条が改正されたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

内容といたしましては、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことから、第17条中の教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改正するものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。よろしく願いいたします。

○議長(安田敏雄君) 続いて、第1号請願及び第2号請願の提案説明をお願いいたします。

10番 長野恒美議員。

○10番(長野恒美君) 請願の紹介議員として、提案説明をさせていただきたいと思っております。

まず請願第1号ですが、請願者は農民連の小寺徹さんから出されたものでございます。

2件とも請願趣旨を読んで、提案にかえさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、米価対策の意見書を求める請願。

請願趣旨、2014年産米価格は、JA概算金が最低水準になったのに加え、2014年11月の相対価格が1万1,261円と、前月をさらに下回る異常な価格で推移しています。

労賃はもとより、物財費さえ確保できない価格では、どんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが、大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営に集中します。

しかも、政府が米直接支払交付金を半減し、「米価変動補填交付金」を廃止したために、生産者に二重、三重に困難をもたらしています。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて融資やコスト削減への助成などを打ち出していますが、米価本体に影響を与える対策を打ち出さず、需給にかかわる対策については専ら民間任せに終始しています。

今回の米価暴落は、このまま何も手を打たなければ、最も影響を受ける大規模農家を含め離農が雪崩を打つように進み、地域農業の維持や農村集落にも深刻な影響をもたらしかねません。それは、また、日本の食料自給率の一層の低下を招くことになることは明らかです。

政府がさらなる緊急対策を打ち出すとともに、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立することが、強く求められています。ついては、下記の事項の実現を求める意見書を政府・関係機関に提出することをお願いいたします。

請願事項、1. 価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることは明らかであり、過剰米の市場隔離を官民挙げて実施するなど、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、米価の回復を図ること。

2. 米直接支払交付金の半減措置と米価変動補填交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策をとること。

これが米価対策の意見書を求める請願の趣旨でございます。

次に、2つ目にありますT P P交渉に関する請願でございますが、同じく農民連からですが、請願趣旨、昨年末に合意を目指したT P P交渉は、日米間はもとより、交渉参加国間の深刻な利害対立から、合意を断念せざるを得ませんでした。T P Pは農林漁業への甚大な影響のみならず、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、I S D条項によって国家主権が脅かされるなど、T P Pに対する国民の懸念が広がっているもとの、合意を断念したことは当然のことでした。

しかし、春の段階でのT P P合意を目指すオバマ政権は、年明けから日米事務レベル協議を重ね、安倍内閣も日米が連携して交渉を促進する立場を繰り返し表明しています。

政府はこの間、交渉に当たっては農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱すること等を明記した衆参両院の農林水産委員会決議を遵守することを約束し、与党も一連の選挙公約で繰り返し同様のことを国民に約束してきました。

ところが現実には、日本政府が国益を明け渡す譲歩を繰り返し、アメリカはさらなる譲歩を要求しています。こうした交渉を続ければ日本がより譲歩し、国益を全面的に投げ捨てることにつながりかねません。また、その交渉内容が国会や国民に公開されていないことは認められません。もはや国益を守るためには交渉から撤退する以外にありません。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

請願項目、1. T P P交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は交渉から撤退すること。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（安田敏雄君） お諮りいたします。明3月5日から3月10日までの6日間は議案精読のため休会とし、3月11日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明3月5日から3月10日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（安田敏雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2 時41分